

奈良県高圧ガス容器保安対策指針

解説

平成25年10月31日制定
平成26年 4月 1日実施

奈良県高圧ガス溶材商協会策定
近畿高圧ガス容器管理委員会技術協力
日本産業・医療ガス協会近畿地域本部技術協力
奈良県産業・雇用振興部地域産業課監修

解説

(*1) 保安法第41条とは

高圧ガスを充填するための容器の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って容器の製造をしなければならない。

※対象外の例

- ・「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に係る容器
- ・デュアール瓶
- ・エアゾール缶、カセットボンベ、消火器
- ・再充てん禁止容器(ワンウェイ容器)

(*2) 保安団体とは

- ・奈良県高圧ガス溶材商協会 ・近畿容器管理委員会 奈良県支部
- ・奈良県高圧ガス地域防災協議会 等

(*3) 高圧ガス容器の受け入れおよび引渡しの容器管理台帳とは(一般則第95条、液石則第93条)

容器管理台帳:高圧ガスを容器により授受した場合に、受入年月日・ガス名・記号番号・移動先・持出者等々を記載するもの(授受簿の内容に応じて記載願います。)

法定保存期間は2年。

※参考資料-①: 容器管理台帳(授受管理用)

(*4) 「消費事業者に対し、1年に1回以上管理状況を確認し台帳ほかに記入する」の台帳ほかとは保安台帳をさし、一般則第40条または液石則第41条において、「高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。」と規定されている。

保安台帳の記載事項は以下のとおり。(基本通達)

- ・引渡し先の名称および所在地
- ・引渡し先に対する販売上の保安責任者
- ・直接消費者(一般消費者を除く)に販売する場合は、消費場所・消費の方法・ガスの種類毎の使用の状態等

※参考資料-②: 保安台帳

※参考資料-③: 高圧ガス消費先点検表

遵守されるように周知・啓発するとは(法第20条の5)販売事業者は、経済産業省令(一般則38・39条、液石則39・40条)で定めるところにより、その販売する高圧ガスであって経済産業省令で定めるものを購入する者に対し、当該高圧ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項であって経済産業省令で定めるものを周知しなければならない。

ただし、購入者が次の場合は周知する必要はない。

- ・第一種製造者
- ・販売業者
- ・特定高圧ガス消費者
- ・車両用燃料の液化石油ガス消費者

一三九条 一般則	①	溶接・熱切断用	アセチレン、天然ガス、酸素
	②	在宅酸素療法用	液化酸素
	③	スクーバダイビング等呼吸用	空気、ナイトロックスガス
液四十条 液石則	①	溶接・熱切断用	液化石油ガス
	②	燃料用	液化石油ガス

※参考資料-④: 周知文書

(*5) 高圧ガスを安全に消費するための適切な情報の提供とは
周知文書・MSDS(製品安全データシート)・供給事業者団体等が主催する講習会資料等による情報発信のこと。

- ・容器管理およびその通知
- ・迅速な容器回収の方法
- ・貸与容器の所有表記または書面による交換。
- ・講習会の案内
- ・各種安全情報の提供
- ・容器保安対策指針の指導

(*6) 保安法第36条および第63条の条項とは

○危険時の措置および届出(法第36条)

高圧ガス製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設または高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったときは、高圧ガス製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設または高圧ガスを充填した容器の所有者または占有者は、直ちに経済産業省令(一般則84条、液石則82条)で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。

また、上記の事態を発見した者は、直ちにその旨を都道府県知事または警察官、消防吏員もしくは消防団員もしくは海上保安官に届け出なければならない。

○事故届(法第63条)

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵または消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガスまたは容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は遅滞なくその旨を都道府県知事または警察官に届け出なければならない。

- ・その所有し、または占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- ・その所有し、または占有する高圧ガスまたは容器を喪失し、または盗まれたとき。

※参考資料-⑤: 事故届(様式)

※参考資料-⑥: 事故の定義

(*7) 事故発生時における連絡体制とは

以下の関係先について電話連絡その他の方法や緊急時連絡体制図を事務所内の見やすい位置に明示しておく。また、携帯用の緊急連絡先一覧を作成し、全社員に配布することが望ましい。

○緊急連絡先(例)

- ①消防署 119番 警察署 110番
- ②都道府県知事(高圧ガス担当課)
- ③地域防災組織
- ④代表者、責任者、その他担当者
- ⑤その他支援を要請できる仕入先・その他

○緊急時の連絡体制

※参考資料-⑦: 高圧ガス緊急時連絡体制図

(*8) 1年に2回以上の保安教育とは

販売業者はその従業者に対し、保安教育を施さなければならない。

法では具体的な期間等について規定していないが、指針に準じ実施すること。

なお、保安教育訓練実施記録を保存しておくこと。

上記指針は、「第二種製造者、販売業者、貯蔵所の所有者・占有者、特定高圧ガス消費者用 保安教育の指針」で平成22年6月に高圧ガス保安協会より発行。

※参考資料-⑧: 保安教育訓練実施記録

(*9) その旨明示するとは

高圧ガス容器賃貸借契約書(※参考資料-⑨)により明示すること。

- (*10) 保安法の規定を遵守するとは
- ・ 高圧ガス保安法および関係法令の遵守
 - ・ 容器貸借契約事項等の遵守
 - ・ 容器管理台帳等による管理と年1回以上の管理状況の確認
 - ・ 消費設備の日常点検と容器管理責任者による確認(容器の盗難紛失防止)
 - ・ 保安情報の従業者への周知
 - ・ 供給事業者からの指導に対する改善実行
 - ・ 保安台帳の作成と更新への協力
 - ・ 使用済み容器の迅速返却
 - ・ 容器管理業務委託契約容器であることの明示
 - ・ 講習会への参加、保安教育の計画実行
 - ・ 事故時の通報義務の周知を行うこと。
- (*11) 保安法第15条第1項とは
貯蔵の基準(高圧ガス保安法第15条第1項)のことで、 $0.15\text{m}^3(1.5\text{kg}; 10\text{kgを}1\text{m}^3\text{とする})$ を超えて貯蔵する場合は、ガス種・貯蔵量に関係なく一般則第18条または液石則第19条「貯蔵の方法の技術上の基準(その他の貯蔵の基準)」の規制を受ける。ただし、第一種製造者及びC E (コールドエバポレーター)による貯蔵は別条文で規制されている。
- (*12) 保安法一般高圧ガス保安規則第60条または液化石油ガス保安規則第58条(その他消費の技術上の基準)とは
高圧ガスの消費は、消費設備の使用開始時および使用終了時に消費施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上消費設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じて実施すること。
- (*13) 高圧ガス容器授受簿等とは
容器の所在があいまいになりやすい現場への持ち出しなど容器を事業所外に移動するときは、持ち出し用の容器管理台帳などの様式を用いて台帳での管理が求められている。
※参考資料-⑩: 高圧ガス容器管理台帳(事業所外持ち出し用)
- (*14) 高圧ガス容器及び付属機器の管理状況を確認するとは
高圧ガス容器及び附属設備年間点検表(※参考資料-⑪)を用いた作業のこと。
- (*15) 決められた容器置場とは
保管(主な貯蔵の基準:可燃性ガス・酸素の場合)は定められた場所で行うこと。
・ 直射日光を遮る措置、常に 40 度以下に保つ
・ 風通しのよい、滞留しない構造(酸素は除く)
・ 転倒転落防止措置、充填容器と残ガス容器の区分
・ 2m 以内での火気の使用禁止
・ 警戒標の掲示
- (*16) 適切な情報、最新の情報とは
*5で表示の、適切な情報のこと。
- (*17) 保安法63条とは
前出 *6参照
- (*18) 関係機関に速やかに通報が行える連絡体制とは
*7で記載の参考資料-⑦に準ずるものとする。

(*19) 共同集積場とは

〒630-8302 奈良市白毫寺町字山田943-3

協和ガス株式会社 奈良工場

TEL 0742-26-0884

FAX 0742-27-8015

※随時、変更となる場合があります。

奈良県高圧ガス溶材商協会事務局(TEL 0744-42-2771)にお問い合わせください。

その他

○一般則・・・一般高圧ガス保安規則

※経済産業省令の一種

○液石則・・・液化石油ガス保安規則

※経済産業省令の一種

○基本通達・・・

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)

平成19.06.18原院第2号 平成19年7月1日(随時改訂)

※経済産業省ホームページに掲載

おわりに

今回、この保安対策指針の作成について、下記の監督官庁等より多大なるご指導を頂きました。

近畿高圧ガス容器管理委員会(技術協力)

日本産業・医療ガス協会近畿地域本部(技術協力)

奈良県産業・雇用振興部地域産業課(監修)

高圧ガス容器管理台帳(授受管理用)

	受入年月日	ガス名	記号	番号	移動先	持出者氏名	持出年月日	帰着年月日	返却年月日
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

一般高圧ガス引渡先保安台帳
【医療用途を除く消費者及び販売業者】

得意先コード	作成	年 月 日
--------	----	-------

引渡先	名称	[MAP]	http://
	所在地		
	連絡先	TEL	FAX

消費情報	許認可状況	<input type="checkbox"/> 第1種製造	<input type="checkbox"/> 第2種製造	<input type="checkbox"/> 第1種貯蔵	<input type="checkbox"/> 第2種貯蔵	<input type="checkbox"/> 特定消費	<input type="checkbox"/> 消防法第9条の3届出				
	責任者	部署役職		氏名		連絡					
		保安責任者									
		<input type="checkbox"/> 容器受払責任者									
	<input type="checkbox"/> ローリー受入責任者										
	契約関連	売買基本契約	年月	<input type="checkbox"/> 容器貸借契約	年月	期限	<input type="checkbox"/> ローリー協定書	年月	<input type="checkbox"/> 管理委託(代理登録)	年月	本
		貸与設備明細	貸与開始日		設備明細				貸与契約		
			年月日					<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
			年月日					<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
			年月日					<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
年月日					<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
置場距離	第一種	m	第二種	m	消費の場所	<input type="checkbox"/> 事業所内	<input type="checkbox"/> 現場持出				

MSDS	引き渡すガス	引渡方法		使用の状態等							消費の方法/容器の種類							指導		
		配直店代	置場貯槽	消費の目的							単瓶	配管接続	集合装置	LGC	カイドル	C	開放容器		その他	
				引渡場所	その他	溶断	潜水用	燃料	生活用等	その他										
<input type="checkbox"/>																				
<input type="checkbox"/>																				
<input type="checkbox"/>																				
<input type="checkbox"/>																				
<input type="checkbox"/>																				
<input type="checkbox"/>																				
<input type="checkbox"/>																				
<input type="checkbox"/> MSDS電子配布への了解		液化石油ガスを販売する場合につける図面等		<input type="checkbox"/> 別添		圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する場合につける図面やその他のガスの供給についての資料等					<input type="checkbox"/> 別添									

一般高圧ガス引渡先保安台帳
【医療用途を除く消費者及び販売業者】

<input type="checkbox"/> 取引先が販売業者の場合	届出 年 月 日	販売責任者 (販売主任者)
--------------------------------------	----------	------------------

周知記録	周知日付	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	周知した者の氏名				
	周知日付	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	周知した者の氏名				
周知が <input type="checkbox"/> 要/ <input type="checkbox"/> 不要 な引渡先	保安情報の 周知方法の確認	冊子・書類 <input type="checkbox"/> 吊下げ・据置き	<input type="checkbox"/> 回覧 <input type="checkbox"/> 会議・講習 <input type="checkbox"/> その他	ポスターらし類 <input type="checkbox"/> 貼出など	

保安事項記録欄	実施日	点検・保安・講習等に関する事項	対応措置	対象者	別添
	年 月 日				<input type="checkbox"/>
	年 月 日				<input type="checkbox"/>
	年 月 日				<input type="checkbox"/>
	年 月 日				<input type="checkbox"/>
	年 月 日				<input type="checkbox"/>
	年 月 日				<input type="checkbox"/>
	年 月 日				<input type="checkbox"/>
	年 月 日				<input type="checkbox"/>
	年 月 日				<input type="checkbox"/>
	年 月 日				<input type="checkbox"/>
	年 月 日				<input type="checkbox"/>
	年 月 日				<input type="checkbox"/>
	年 月 日				<input type="checkbox"/>

保安責任者 (販売業者)	年 月 日~	年 月 日~	年 月 日~	年 月 日~	年 月 日~
	年 月 日~	年 月 日~	年 月 日~	年 月 日~	年 月 日~

高圧ガス消費先点検表

点検年月日 年 月 日

点検ガス名：酸素・アセチレン・窒素・アルゴン・炭酸ガス・液化石油ガス

私ども販売業者は高圧ガス保安法及び保安規則を遵守し、高圧ガスの貯蔵、販売、移動等高圧ガスの取扱いについて最大の努力をいたしますが、貴事業所におかれましても、一般高圧ガス保安規則第59条及び第60条に定める「消費の基準」並びに下記点検事項及び一般管理事項を守られ、高圧ガスによる災害を防止されますよう安全な管理、運用をお願いいたします。

	販売店名	
殿		
立合者名	(電話)	
	点検者名	(印)

I 高圧ガス容器保管状況

1-1 高圧ガス容器置場の有・無	良	否
1-2 通風・換気の良・否(40度C以下に保つこと)、直射日光、風雨にさらされていないか	良	否
1-3 転倒、転落防止の設備がなされているか	良	否
1-4 警戒標識(高圧ガス置場、関係者以外の立入禁止、火気厳禁(2M以内)可燃性ガス、支燃性ガス、不活性ガスの区分等)	良	否
1-5 充瓶、空瓶の区分がされているか、ガス容器のバルブが完全に締められているか	良	否
1-6 消火装置は適正に装備されているか(B-10 粉末消火器 本)	良	否
1-7 容器キャップは確実に取付られているか	良	否

II 消費設備の状況

2-1 消費設備の使用前、終業時点検が行われているか(ガス漏れ・器具不良・記録簿等)	良	否
2-2 集合装置及び配管にガス漏れ箇所、腐食部分はないか	良	否
2-3 容器への取付け部(容器バルブ出口)にガス漏れはないか	良	否
2-4 安全器(乾式、水封式)は取付られているか	有	無
2-5 調整器及び圧力計は正常なものが使用されているか	良	否
2-6 ゴムホースからのガス漏れ及びゴムホースと調整器・吹管との連結部のガス漏れ点検が確実に行われているか	良	否
2-7 ゴムホースの連結部にすべてホースバンドが取付られているか	良	否

III 作業状況からみた安全性等

3-1 使用中の容器バルブには常時バルブ開閉ハンドルが取付られているか(開度は1.5回転以内)	良	否
3-2 油脂類が付着した素手又は手袋で酸素容器及び器具を操作していないか(酸素接触部に油脂厳禁)	良	否
3-3 作業者の保護具の着用は充分であるか(メガネ、手袋、帽子、安全靴等)	良	否
3-4 消火器の有効期限が過ぎていないか、適当な本数が適当な場所に置いてあるか(B-10以上の粉末消火器)	良	否
3-5 高圧ガスの作業場所の通風・換気は充分か	良	否
3-6 アセチレン及び液化ガスの容器は立てて使用されているか	良	否
3-7 可燃性ガス、酸素の使用設備から5M以内は喫煙・火気を禁じ、引火性・発火性の物が置かれていないか	良	否
3-8 高圧ガス容器を火花の飛来する場所に置いたり、作業台や定盤かわりに使用していないか	良	否
3-9 ゴムホースが通路を横断している場合は、保護措置がされているか	良	否
3-10 作業者は労働安全衛生法におけるガス溶接技能講習修了者であるか	良	否
3-11 消防法関係の届出がされているか(アセチレン40kg、LPG300kg等以上を置く場合)	良	否

IV 一般管理事項

- (1) 高圧ガスの消費設備及び容器の管理、取扱いは正しく行なって下さい。
 - ① 使用済容器は速やかに返還し、盗難や紛失防止にご配慮下さい。
 - ② 万一、盗難、紛失、事故発生の場合は、直ちに所轄警察署及び販売店に連絡して下さい。
 - ③ 高圧ガスを消費する場合は、一般高圧ガス保安規則第59条及び第60条の「消費の基準」(例示基準6、17、31、50、51、54、79)を遵守して下さい。同条項違反の場合は、高圧ガス保安法により罰金刑が科せられることがあります。
- (2) 高圧ガスの消費設備については日常点検及び維持管理を必ず実施して下さい。
- (3) 消費の方法、置場、取扱責任者等に変更あるときは、速やかに販売店へ連絡して下さい。

緊急時のご連絡は、上記販売店へ、直ちに連絡をして下さい。

高圧ガス 周知文書

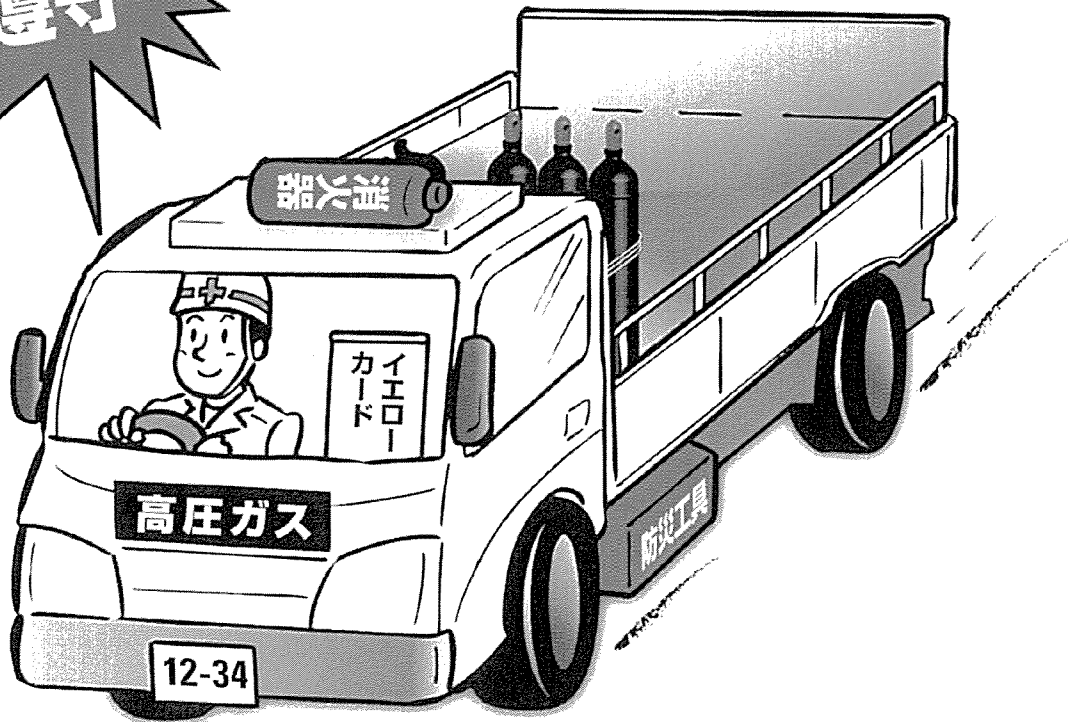
溶接または熱切断用アセチレン・液化石油ガス、酸素用

この書面は、高圧ガス保安法第20条の5第1項（周知させる義務等）に基づいて高圧ガスの消費者に対し販売契約を締結したとき及び周知後1年に1回、使用時の注意事項をお知らせするものです。高圧ガスをご使用のときは、法規（高圧ガス保安法、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、容器保安規則）ならびに関係法令（労働安全衛生法、消防法、国民保護法他）を遵守され、高圧ガスによる災害防止に努められるようお願い申し上げます。

取扱い上の注意事項



- 高圧ガスを運ぶ車両は前後に警戒標が必要です。
- 酸素・可燃性/毒性ガス等は消火器と防災工具等とイエローカードが必要です。



○高圧ガス保安法は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的としています。

◇高圧ガス容器※について

すべての高圧ガス容器は永久に高圧のままガスを閉じ込めておけるものではありません。ガスの性状、容器のつくりや販売店のサポート体制などから消費事業所での容器滞留期間を販売店とあらかじめ文書で取り決め、容器内のガスの残量にかかわらず、決められた期間以上滞留しないよう心がけてください。地域の高圧ガス容器についての保安指針等に取り決めがある場合は、それに基づいて期間内に返却頂きますようお願い致します。
※本書面では断りのない限り高圧ガス容器のことを単に「容器」と呼びます。

一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会
高圧ガス保安協会監修 / 一般社団法人 日本産業・医療ガス協会推奨

第5号様式(第17条関係)

事 故 届 書	一般 液石 冷凍	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 (事業所の名称もしくは 販売所の名称を含む。)			
住所または事務所 [本社] 所在地			
事業所または貯蔵所所在地			
事 故 発 生 年 月 日		年 月 日	
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況		別紙のとおり	
そ の 他 参 考 と な る 事 項		別紙のとおり	

年 月 日

代表者 氏名

印

奈良県知事殿

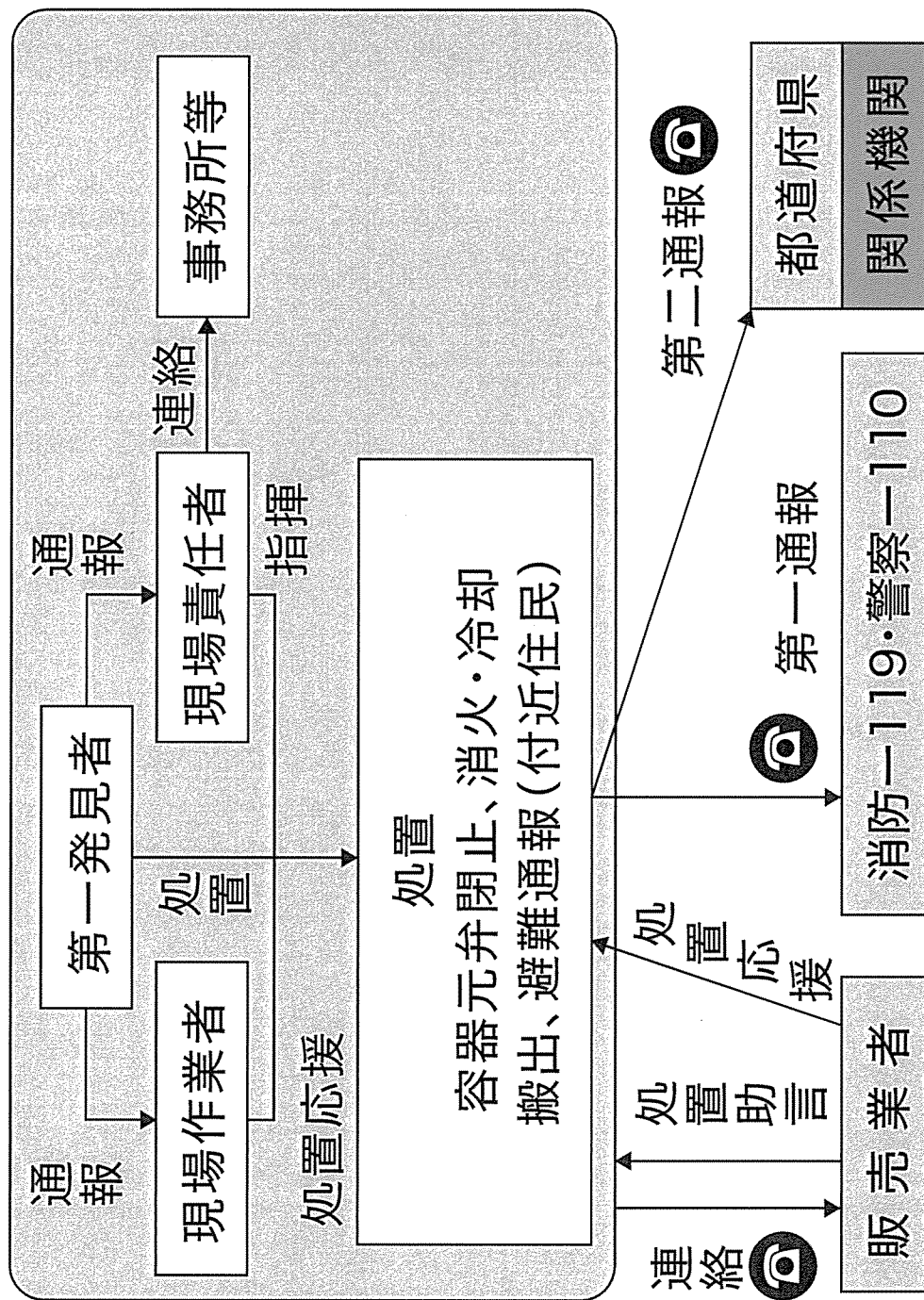
- 備考
- 1 ×印の項は記載しないでください。
 - 2 事故の状況およびその他参考となる事項については、別紙に詳細に記載してください。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

高圧ガス保安法における「事故」とは、経済産業省商務情報政策局産業保安部門 制定の「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」に以下のように定められています。

事故等の定義

- (1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。なお、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。
- ①爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。以下同じ）
 - ②火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。）
 - ③噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）
ただし、以下のいずれかの場合は除く。
 - 1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス又は可燃性ガス（液化石油ガス及び天然ガスを除く。）以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）又は開閉部（バルブ又はコック）であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合
 - 2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合。
 - ④破裂・破損等（設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ）
 - ⑤喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ）
 - ⑥高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき。
 - ⑦その他

高圧ガス緊急時連絡体制図



保安責任者	容器責任者	教育担当者

保安教育訓練実施記録

教育方法	
実施年月日	年 月 日 () [: ~ :]
場所	
講師	
題目	
内容	内容・主旨
	詳細・参考文献など
出席者名	
摘要	

作成者

作成年月日

高压ガス容器賃貸借契約書

本契約者は高压ガスの販売に伴って生ずる高压ガス容器の貸借と、その管理に関して

消費事業者 _____（以下「甲」という。）と

供給事業者 _____（以下「乙」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

- 第1条 甲は、高压ガスの消費に必要な高压ガス容器（以下容器という）を乙から、高压ガス納品の都度必要本数を借り受ける。
- 第2条 甲は乙から下記のとおり貸与を受けようとする容器、本数を概ね想定し、これに対して下記の保証金（以下「預かり保証金」という。）を乙に差し入れる。 _____ 本 金 _____ 円
- 第3条 甲は、乙から借り受けた容器に関し、善良な管理者の注意をもって、高压ガス保安法や奈良県高压ガス容器保安対策指針および労働安全衛生法等の関連規定に従い責任を持って管理し、甲乙共に高压ガスを供給する容器に関わる注意事項及び手続を遵守する。また受渡しから引取りまでの貸与期間中、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。
- 第4条 甲は、乙から借り受けた容器について、故意、過失の如何にかかわらず、紛失、損傷、その他使用に耐えざる状態、又は返還することが不可能な状態が生じた時は、甲は直ちに乙に連絡して、別途定める弁償金を支払うものとする。容器に附属するバルブやその部品等を紛失、破損した時もその相当金額を弁償支払うものとする。
- 第5条 容器的無償貸与期間を6か月とし、その後は容器が乙に返還されるまで、甲は乙に下記に定めた容器使用料を支払う。 _____ 容器1本につき、1日あたり 金 _____ 円
- 第6条 甲は、乙から借り受けてから1年以上経過した容器については、残量の有無にかかわらず安全確保のためこれを乙に返還する。
- 第7条 甲が容器を占有している期間、残量に関わらず、乙の保安上の判断により撤収することがある。乙は適宜口頭または書面により、甲にその理由を説明する義務を負うが、甲は乙に対して、容器及び高压ガスが撤収されたことによる損失が発生した場合も、なんらの請求も行わない。
- 第8条 甲が借り受けている容器に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、乙の責めによることが明らかな場合を除き、その責任はすべて管理者である甲が負うものとする。
- 第9条 容器的再検査費用及び公租公課については乙の負担とする。
- 第10条 預かり保証金は甲が乙の請求に応じない場合、容器的弁償金・未払いの容器的使用料に充当する。
- 第11条 本契約の有効期間は契約締結の日から3年間とする。但し、有効期間満了の3か月前までに甲乙双方または一方より異議の申出がない場合はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。
- 第12条 本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲（借主） 住 所
名 称
代表者 印

乙（貸主） 住 所
名 称
代表者 印

